（端数計算）

**第十二条**　（略）

2　（略）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| 第八条第二項の規定による当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数 | 一未満の端数を四捨五入する |
| 第九条の六第一項に規定する算定政令第十七条の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率 | 少数点以下第八位未満を四捨五入する |
| 第九条の六第三項に規定する算定政令第十七条の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率 | （略） |

（公示）

**第十三条**　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　（略）

二　（略）

三　第八条第二項第二号に規定する率

四　（略）

五　総報酬割概算負担率

六　（略）

七　総報酬割確定負担率

（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告）

**第十四条の二**　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。

一　各年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額　当該年度の前年度の二月末日

二　各年度の第二号被保険者標準報酬総額　当該年度の翌年度の八月末日

（端数計算）

**第十二条**　納付金の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

| | |
|---|---|
| 第六条第一項の規定による控除対象医療保険者に係る調整金額 | 一円未満の端数を切り捨てる |
| 第六条第二項の規定による加算対象医療保険者に係る調整金額 | |
| 第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額 | 一円未満の端数を四捨五入する |
| 第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額 | |

| | |
|---|---|
| 第八条第一項の規定による当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数 | 一未満の端数を四捨五入する |
| （新設） | （新設） |
| （新設） | |

（公示）

**第十三条**　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　第六条第三項に規定する算定率

二　第七条第二号に規定する率

三　第八条第一項第二号に規定する率

四　第二号被保険者一人当たり負担見込額

（新設）

五　第二号被保険者一人当たり負担額

（新設）

（新設）